

松江市新たな営業スタイル転換支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市新たな営業スタイル転換支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助対象の経費、交付の率又は金額及び補助対象事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市新たな営業スタイル転換支援事業補助金
補助金交付の目的	新型コロナウイルス感染症による感染防止対策又は事業継続のために行う新規事業に取り組む事業者に対し、補助金を交付することで地域経済の回復に資することを目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	中小企業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項で規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、事業の継続に向け、売り上げを確保するために、令和2年4月7日以降に着手し、令和2年12月31日までに完了する、自己の事業所又は店舗等の感染防止対策又は新規事業展開のために行う事業
補助対象の経費	補助金の交付対象である事業に係る経費のうち次に掲げる経費（合計額が10万円未満の場合に限る。）とし、付随して係る運賃、設置費等も含む。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。 (1) 感染防止対策にかかる経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費（令和2年12月31日までに使用されたものに限る。以下同じ。）、委託費等） (2) 新規事業展開にかかる経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、委託費等）等
交付の率又は金額	補助対象経費（他の補助金等の対象経費となったものは除く。）の4/5以内の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、79千円を上限とする。
補助対象事業者の範囲	次に掲げる事業を実施する松江市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業者及び松江市内に店舗等又は事業所を置く島根県内に本社又は主たる事業所のある中小企業者のうち、令和元年12月以前の納期限に係る市税を滞納していない者で、かつ、松江市商業・サービス業感染症対応支援補助金交付要綱（令和2年松江市告示第399号）による補助金の交付を受けていないものとする。 (1) 小売業 (2) 宿泊業

	<p>(3) 飲食サービス業</p> <p>(4) 生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業（けい線屋）を除く。）</p> <p>(5) 娯楽業（競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋、検番を除く。）、場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業を除く。）</p> <p>(6) 鉄道業</p> <p>(7) 道路旅客運送業</p> <p>(8) 水運業</p> <p>2 前項に掲げるもののうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業（同項第 1 号（キャバレーを除く）、第 2 号、第 3 号、第 5 号を除く。）又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に属する事業は除くものとする。</p>
--	--

（交付の申請）

第 3 条 規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書は、新たな営業スタイル転換支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 事業者の所在地がわかる書類（全部事項証明書、確定申告書、開業届、設立届等の写し）
- (3) 補助対象経費の積算資料
- (4) 既に事業を実施している場合にあつては補助対象経費の証拠書類
- (5) 新事業展開としてデリバリー・テイクアウト等を実施する者は、食品営業許可の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第 4 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書は新たな営業スタイル転換支援事業補助金補助事業等完了届兼実績報告書（様式第 3 号）によるものとし、事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日から起算して 20 日を経過する日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施した補助事業の実績（様式第 4 号）
- (2) 事業の詳細が分かる書類（見積書、契約書、領収書、設計書、図面等の写し）。ただし、申請時等に提出している場合は除く。
- (3) 実施状況が分かる写真（備品等の写真、店舗改修工事の施工前、施工後写真）
- (4) 消耗品等管理表の写し。ただし、消耗品や原材料を取得した場合に限る。
- (5) その他市長が必要と認める書類

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和2年7月28日より施行し、令和2年4月7日から適用する。

(この告示の失効)

この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。